

静岡県ユニバーサルデザイン製品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、ユニバーサルデザイン製品を実際に体験・学習することにより、ユニバーサルデザインの考え方や必要性について県民の意識醸成を図ることを目的に、静岡県（以下「県」という。）が所有するユニバーサルデザイン製品（以下「UD 製品」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出UD製品)

第2条 この要領により貸出しを行う UD 製品は、別表に記載されている文具、生活用品等をいう。

(対象者)

第3条 UD 製品を借り受けることができる対象者は、静岡県内の地域や学校等においてユニバーサルデザインに関する学習又は活動をする者とする。

(貸出の方法)

第4条 UD 製品の貸出しを受けようとする者（以下「借受者」という。）は、ユニバーサルデザイン製品貸出申込書(様式第1号)を貸出希望日の2週間前までに県に持参、郵送、FAX 又は E-mail により提出するものとする。

2 UD 製品は、原則として UD 製品貸出セット(別表1)を貸し出すものとし、その他に別表2の UD 製品の貸出しを希望する場合は、使用状況等から判断し、貸し出すことができる。

3 UD 製品の貸出し及び返却は、県くらし・環境部県民生活課で行うものとする。なお、貸出し及び返却については、来庁による受渡し又は宅配便等による郵送とする。

4 貸出期間は、原則として2週間以内とする。

(許可)

第5条 県は、前条の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めるときは、貸し出すものとする。

(貸出料)

第6条 UD 製品の貸出しは無料とする。ただし、返却に宅配便等を利用する場合の費用は、借受者が負担する。

(禁止事項)

第7条 借受者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出申込書に記載した使用目的以外での使用
- (2) UD 製品の第三者への転貸

(借受者の責任)

第8条 借受者は、UD 製品の使用にあたって適切な管理に配慮するとともに、UD 製品を紛失又は破損したときは、直ちに県にその状況を報告しなければならない。

- 2 借受者の不注意または不適切な使用により、UD 製品の紛失又は破損等が生じた場合は、原状回復に要する費用を借受者が負担するものとする。ただし、通常使用の範囲内の消耗又は天災その他特別の理由があると県が認めるときは、この限りでない。
- 3 UD 製品の使用にかかる事故等については、借受者の責任において対処するものとする。

(UD 製品の返却)

第 9 条 借受者は、借受期間内に UD 製品を県に返却するものとする。

- 2 借受者は、返却時に、UD 製品利用報告書（様式第 2 号）を提出するものとする。

附 則 この要領は、平成 26 年 8 月 25 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 3 月 17 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 3 月 29 日から施行する。

この要領は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

別表1 UD製品貸出セット

UD製品名	備考
シャンプー・リンスボトル	シャンプーのみ側面にギザギザがついている
電源プラグ（3個セット）	横のつまみを握ると、軽い力で抜くことができる
はさみ（オープンハンドル）	オープンハンドルで様々な持ち方ができる
はさみ（カスタネット型）	両利き手用、刃にカバーが付いたまま使用でき、怪我をすることがない
カッター（マウス型）	マウス感覚で使え、刃の部分が小さく、怪我の危険が少ない
UD食器（プレート）	最後の一粒まですくいやすい形をしている
UDスプーン（シリコンゴム）	口当たりが柔らかく、ヘラ状にも使える
UDフォーク（シリコンゴム）	麺類がフォークに絡むため、食べやすい
UDスプーン（左右非対称）	口の力が弱った人でも食べやすい形状をしている
UDスプーン（楕円形グリップ）	中央の穴に指を入れて持てる、指や手首が動きにくくても使いやすい
UDお箸	簡単に使用でき、普通の箸を使っているように見える
スマイルオープナー	ペットボトルのキャップを片手や小さな力で開けることができる補助器具
トランプ（UD、一般セット）	四隅に数字が書いてあり、左利きの人も見やすい
ラクリップ（UD、一般セット）	軽い力で開けられ、開いた状態で止まるクリップ
ぷによぶによピン（画鋸）	軽い力で抜ける、また落としても安全な画鋸
UDマグネット	強い磁石でも、軽い力で取れる
UD絵本	点字や凸凹加工で視覚障がいのある人も楽しめる
UD色鉛筆	鉛筆にくぼみがあり、グリップが三角で持ちやすい

別表2 個別貸出製品

番号	UD製品名	備考
1	食品用ラップ	側面に「W」の文字が浮き出し加工されている
2	ボトルオープナー①	滑り止めマットとオープナー（片手で開けられる）
3	ボトルオープナー②	マジックの蓋など小さいめの蓋を楽に開けられる
4	ボトルオープナー③	様々な大きさのフタに対応したオープナー
5	ペットボトルハンドル	重いペットボトルでも持ちやすく、注ぎやすくなる
6	ピンチハンガー	洗濯物を一度に外すことができる
7	ウェットティッシュ （BOX）	フタがワンタッチで開き、片手で取り出せる
8	大回転オセロ	盤に駒が内臓されているほか、駒表面の凹凸加工で目が不自由な人とも一緒に遊ぶことができる
9	かきポンくん（簡易筆談機）	マグネットペンで軽くなぞると文字が書け、ワンタッチで消すことができる
10	はさみ（ストッパー付）	バネの力で楽に開くことができる
11	はさみ（エアロフィット）	長く使っても指が痛くなりづらい

12	定規	両側から数字が書いてあり、左利きの人も使いやすい
13	片手なべ	両側に注ぎ口があり、左効きの人も注ぎやすい
14	メジャーカップ	上からのぞいて軽量できるメジャーカップ
15	アメニティーカップ (蓋付き)	大きな持ち手で持ちやすく、倒れにくいカップ
16	Q スプーン	持ちやすいスプーン、子ども用
17	Q フォーク	持ちやすいフォーク、子ども用
18	Q スケール	使いやすい定規、すべりにくい、目盛が読みやすい
19	Q コンパス	通常のコンパスの軸部に取り付けることでコンパスが動かしやすくなる
20	Q リング	鉛筆がうまく持てない人用の補助具
21	Q グリップ	鉛筆がうまく持てない人用の補助具、Q リングより安定性がある

※ 1つの団体等からの貸出は、各製品1つ(個・組)に限らせていただきます。

※ 他団体からの貸出期間が重複する場合は、希望に添えない場合があります。

様式第1号（第4条関係）

静岡県暮らし・環境部県民生活課協働推進班 あて

ユニバーサルデザイン製品貸出申込書

静岡県ユニバーサルデザイン製品貸出要領に定められた規定に同意の上、ユニバーサルデザイン製品の貸出を下記のとおり申し込みます。

1 団体名（個人の場合は氏名）

2 使用目的

3 使用予定日及び使用会場

使用日 年 月 日（ ） （参加予定人数 人程度）
会場

4 希望する貸出期間（2週間以内）

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

5 貸出を希望するユニバーサルデザイン製品

※別表2のUD製品の貸出を希望される場合には、希望製品をお書きください。

製品名	製品名
UD製品貸出セット	

6 貸出及び返却の方法（希望する方法に○をつける）

貸出： 県庁へ来訪 ・ 宅配

返却： 県庁へ来訪 ・ 宅配

【提出先】〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
（県庁西館 6F）

静岡県暮らし・環境部県民生活課協働推進班

TEL：054-221-3153／FAX：221-2642

メール：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

申込日 年 月 日

団体名

担当者名

住所

電話

メール

／FAX

受付日	貸出日	返却日

様式第2号（第9条関係）

静岡県くらし・環境部県民生活課協働推進班 あて

年 月 日

ユニバーサルデザイン製品利用アンケート

団体名 _____

記入者名 _____

●ユニバーサルデザイン製品の貸出について、どこでお知りになりましたか？

●ユニバーサルデザイン製品をどのようにご利用になりましたか？（できるだけ具体的に）

※講座等の写真やチラシなどがあればご提出ください。

●講座等の対象者および参加者数について

※年代や性別の割合など、分かる範囲でご記入ください。

対象者：

参加者数：

●利用してみた感想や気づいた点をご記入ください

アンケートは、ユニバーサルデザイン製品の返却時に併せてご提出ください。

<お問合せ先>

静岡県くらし・環境部県民生活課協働推進班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6（県庁西館6F）

TEL：054-221-3153 FAX：221-2642

E-mail: shohi@pref.shizuoka.lg.jp